

別表六の二（三）の記載の仕方

1 この明細書は、連結法人が措置法第68条の9（試験研究費の額が増加した場合等の法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合に記載します。

なお、この明細書は適用を受ける各連結法人ごとに作成し、その連結法人の法人名を「法人名」のかつこの中に記載してください。

2 「基準試験研究費の額2」は、適用年度が最初の連結事業年度である場合には、各連結法人の措置法令第39条の39第4項（基準試験研究費の額）の試験研究費の額を合計した金額を記載します。

3 「試験研究費の額18」には、当期の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される試験研究費の額を記載します。

なお、試験研究費に充てるために他の者（その法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人を含みます。）から支払を受ける金額がある場合には、その支払を受ける金額を控除した金額を記載します。

4 「 $\frac{\text{当期の月数}}{\text{(19)の月数}}$ 21」の記載に当たっては、月数は暦にしたがって計算し、1月に満たない端数は1月とします。

5 「比較試験研究費の額
 $(24) \div \left(\begin{array}{l} 3 \text{ 又は連結事業年度数} \\ \text{若しくは事業年度数} \end{array} \right)$ 25」

の欄は、適用年度の開始の日前5年以内に開始した各連結事業年度の数又は各事業年度の数が3に満たない場合には「3又は」を消し、当該各連結事業年度の数又は各事業年度の数が3以上の場合には「又は連結事業年度数若しくは事業年度数」を消します。

6 「特別試験研究費の内容26」には、当期の試験研究費の額のうち特別試験研究費の額がある場合に、その特別試験研究費の内容を記載します。

なお、この場合に、その特別試験研究費の額が措置法令第27条の4第5項第1号から第3号まで（特別な試験研究）に掲げる試験研究に係るものであるときには、措置法規則第22条の23第1項（試験研究費の額が増加した場合等の法人税額の特別控除に係る証明等）に定めるところにより、所定の証明書の添付が必要とされますので御注意ください。

7 「特別控除額の個別帰属額29」欄は、措置法第68条の9第1項（増加試験研究費の税額控除）の規定の適用を受けた場合には「又は $\frac{(18)}{(1)}$ 」を消し、同条第2項（中小連結法人の試験研究費の税額控除）の規定の適用を受けた場合には「 $\frac{(28)}{(17)}$ 又は」を消します。